

## 蓼科東急スキー場 利用約款

■「スキー場利用に関して」

■「索道(リフト)利用に関して」

■「スキー場利用に関して」

(適用範囲)

第1条 当社の運営するスキー場(以下「当スキー場」という。)の利用に関する締結は、この利用約款の定めるところにより、この利用約款に定めのない事項については、法令の定めるところ、または一般の慣習によります。

(スノースポーツに内在する危険)

第2条 当スキー場を利用する方(以下「利用者という。」)は、スキー・スノーボードに代表されるすべてのスノースポーツには、内在する各号の危険があることをご理解ください。

- (1) 降雪、吹雪、降雨、濃霧、落雷など天候に伴う危険
- (2) 崖、斜面、凹凸、土側溝、沢など地形に伴う危険
- (3) アイスバーン、深雪、クレパス、雪崩、樹木の傍らの深い穴など雪質や雪面の状態による危険
- (4) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表など自然の障害物による危険
- (5) リフト支柱、建物、人工降雪設備、標識、ネット、ロープ、マットなど人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上車両との衝突の危険
- (7) スノーパークの利用にともなう危険
- (8) スピードの出し過ぎによる危険
- (9) 事故転倒による危険
- (10) 他の利用者との衝突による危険
- (11) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (12) 不適切な用具の使用による危険
- (13) その他、これらに類する危険

(滑走にあたって)

第3条 利用者は、前条に記載されたスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走してください。

2 利用者は、常に前方を注視し、いつでも止まったり曲がったりできるよう滑走ください。

(リフトの乗降にあたって)

第4条 利用者は、掲示板の注意事項をよく読み、これに従ってリフトを乗降してください。

2 リフト乗降に不安な方は、係員が補助しますので、申し出てください。

(標識・指示の遵守)

第5条 利用者は、標識、掲示、場内放送、コースマップに記載されている注意事項や警告、パトロール隊員など当スキー場係員の指示に従って行動してください。



(禁止行為)

第6条 利用者は、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 「スキー場管理区域境界線」の外を滑走すること
- (2) 閉鎖中のコース及び「スキー場内滑走禁止区域」、コース以外のリフト線下に立ち入ったり、滑走すること
- (3) 立木、リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなどの間近を滑走すること
- (4) 他の利用者の間近を滑走すること
- (5) 他の利用者の滑走を妨げること
- (6) 全ての雪上車両に近づくこと
- (7) リフトの運行を妨げること

- (8) 疲労、飲酒、薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- (9) 長時間コース及びリフト線下で立ち止まったり、座り込んだりすること
- (10) 当スキー場の許可なく、当スキー場内で営利行為(撮影、チラシ等の配布、勧誘、販売、講習)をすること
- (11) 当スキー場の許可なく、スキー場内でドローンを飛行させること
- (12) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を指定の場所以外に捨てたり、放置すること
- (13) ペットなど動物をスキー場に放つこと
- (14) 雪遊び広場等定められた場所以外のコース内でそり遊び等をおこなうこと
- (15) コース内を徒歩で歩くこと
- (16) 当スキー場で使用禁止の滑走具は下表のとおりとする。
- (17) 滑走具を装着または傾向せず、リフトに乗車すること
- (18) おんぶ紐、抱っこ紐等の固定具を用いず、子供を抱えてリフトに乗車すること
- (19) 未就学児のみでリフトに乗車すること
- (20) その他、これらに類する行為

【当スキー場で使用可能な滑走具の定義】

- ①ビンディングがある → 板を確実にブーツへ止める事の出来る固定具
- ②ストッパー、リーシュコードがある → 流れ止め機能(外れた板が滑らずに止まる)
- ③金属製のエッジがある → 板の両脇に金属製のエッジを有している



(徐行義務)

第7条 利用者は、次の各号の状況下では徐行してください。

- (1) 徐行の標識のあるところ
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ

- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時などで、視界が悪いとき
- (5) 天候の具合で、雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況のとき
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など自然の障害物に近づいたとき
- (7) リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなど人工の工作物に近づいたとき。ネットは警告であり、倒れたり、乗り越えたり、すり抜けてしまう可能性がある。
- (8) コースの合流地点やコースが狭く上から見通しが悪いところ
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10) コースが混雑しているとき
- (11) キッズエリアに近づいたとき
- (12) パトロール隊員の滑走や運行している雪上車両に近づいたとき
- (13) その他、徐行しないと危険な個所を滑走するとき

#### (滑走時の義務)

第8条 利用者は、次の各号に従って滑走してください。

- (1) 滑り出し、他のコースからの合流、コース横断のときは、コース上方からの滑走者を優先させること
- (2) 滑走中は、前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
- (3) 追い越すときは、追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4) 転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること
- (5) コースで、立ち止まったり、滑走具を装着して登り降りをしたりするときは、コースの端を利用すること
- (6) パトロール隊員の滑走や運行している雪上車両は、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止、徐行すること
- (7) 流した滑走具で、他の利用者に危害を与えないよう滑走具に流れ止めを付けること

#### (雪遊び広場・アクティビティエリア利用上の義務)

第9条 利用者は、次の各号を遵守してください。

- (1) 掲示板に記載された注意事項に従うこと
- (2) 自らの技術と能力の範囲で滑走すること
- (3) 滑走を始める際は、進入方向や着地地点など周囲の安全を確認してからスタートすること
- (4) 雪遊び広場・アクティビティエリアを利用する際は、ヘルメット、その他必要な防具を着用すること

#### (引率者・指導者の責務)

第10条 個人やグループ、または団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者(以下「引率者・指導者」といいます。は、この利用約款を率先して遵守ください。

- 2 引率者・指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。
- 3 引率者・指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することを控えてください。
- 4 引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況などを考慮したうえで、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせないように指導してください。

#### (受講者の責務)

第11条 受講者は、他の利用者に対して何の優先権もありません。

- 2 受講者は、引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの利用約款に定める事項を守って

行動してください。

(子供の保護者・付添人の責務)

第12条 保護者・付添人は、子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにしてください。

2 保護者・付添人は、子供にこの利用約款に定める事項について教えるよう努めてください。

(事故時の協力)

第13条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール隊員等当スキー場係員に通報してください。

2 事故が発生した場合、全ての利用者は、事故の当事者を援助するよう努めてください。

3 事故の当事者及び目撃者は、相互の身元を確認してください。

4 当スキー場は、事故が発生した場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

(安全用具)

第14条 利用者は、ヘルメット、その他必要な安全用具を着用するよう努めてください。

(保険加入の勧め)

第15条 利用者は、事故に備えてあらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めてください。

(搜索救助費用の負担)

第16条 この利用約款に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者や、その利用の家族、友人及び知人などから当社に搜索救助の要請があった場合、警察及び消防などへ当スキー場より通報のうえ、その指示により行動し、搜索救助費用を請求します。

(コインロッカーの利用)

第17条 コインロッカーは、物品を一時保管するために貸出しするものです。ご利用の場合は、この約款によるものとします。

2 収容できないもの

- (1) 揮発性、または爆発物などの危険物品
- (2) 銃刀類の法律上所持できないもの及び犯罪に供用される恐れのあるもの
- (3) 当スキー場のロッカーを破損、汚損する恐れのあるもの
- (4) 不潔、臭気、腐敗、変質するもの
- (5) 動物
- (6) 貴重品
- (7) その他保管に適さないもの

3 収容できないものを入れた場合の処置

利用期間中及び利用期間経過後の保管期間中、その収容品が前項に該当した場合、またはその疑いがあるときは、当スキー場で開披、保管、廃棄その他適当な処置をすることがあります。

4 利用時の立会い

当スキー場で必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。

5 利用期間

当スキー場の営業時間に準じ、当日の利用に限ります。

6 利用料金

1回につき、料金投入口に表示している料金です。

7 収容品を引き取りにならない場合の処置

- (1) 利用期間を経過しても収容品を引き取らない場合は、当方にて解除し、30日間保管します。  
この場合、保管中の料金は、1日に付き前項に定める利用料金をいただきます。
- (2) 別途保管期間を経過しても収容品を引き取りにこない場合は、その収容品の所有権を放棄されたものとし、当方において適当と認める処理をします。

## 8 賠償責任

次の各号に該当する場合は、当スキー場はその賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第17条2項に定める収容品が滅失、または毀損などの損害を受けたとき
- (2) 鍵の紛失、盗用により利用者が損害を受けたとき
- (3) 天災、事変その他不可抗力により収容品が滅失、毀損、または変質したとき
- (4) 関係官公署から収容品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき
- (5) その他スキー場の責めに帰さないとき

利用者は、ロッカーの利用によって当方または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。

## 9 鍵を紛失した場合

- (1) 鍵を紛失したときは、直ちに当スキー場に届出、所定の書類を提出し、鍵の交換費として2,000円の実費をお支払いいただきます。
- (2) 収容品を受け取る場合は、運転免許証など身分証明書を提示いただきます。

### (損害賠償請求)

第18条 当スキー場は、利用者の故意若しくは過失により、または利用者が法令若しくはこの利用約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合、その利用者に対し、損害の賠償請求をいたします。

### (利用の拒絶)

第19条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当スキー場の利用をお断りします。

- (1) 当スキー場利用の申し込みが、この利用約款によらないとき
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から当社で対応できない特別な負担を求められたとき
- (3) 当スキー場利用が法令または公の秩序、善良な風俗に反するとき
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
- (6) 当社係員の指示に従わないとき
- (7) 利用者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員、反社会団体員などであるとき
- (8) 正当な理由があるとき

### (利用の制限)

第20条 当社は、天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合は、スキー場の全部または、一部の利用を制限させていただくことがあります。

### (約款の変更)

第21条 この利用約款は、変更することがあります。

- 2 変更を行う旨及び利用約款の内容、効力発生時期は、当スキー場のホームページ等の方法により周知します。



---

## ■「索道(リフト)利用に関して」

### 索道事業運送約款

#### (適用範囲)

第1条 当社の運営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行います。  
この約款に定めのない事項については、法令の定めるところにより、法令の定めのないときは、一般の慣習によります。

#### (係員の指示)

第2条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、当社係員(以下「係員」という。)が指示を行いますが、その指示に対しては、必ず従ってください。

#### (運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規程により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客の運送を引受けます。

#### (運送の引受けの拒否)

第4条 当社は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持しないとき
- (2) 係員の指示に従わないとき
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規程または公の秩序、善良の風俗に反するとき
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
- (6) 危険品等を所持しているとき
- (7) 天災その他やむを得ない理由により運送上の支障があるとき
- (8) 正当な理由があるとき

#### (リフト券の販売)

第5条 当社は、リフト券をチケットカウンター等で販売します。

#### (リフト券の効力)

第6条 リフト券は、券面記載の条件で使用する場合に限り効力を有します。  
当社が運賃、料金を変更した場合、変更前に発行したリフト券は、販売金額に関わらず適用期間内は、有効とします。  
当社で認めるリフト券等以外のものは、無効とします。  
リフト券等は、次の各号に該当する場合は、無効とします。

- (1) 券面記載に条件以外で利用したとき
- (2) シーズン券を記名人以外の方が利用したとき
- (3) 改造、変造、偽造して利用したとき
- (4) 甚だしく汚損、券面記載事項の判読困難なもの  
ただし、旅客からあらかじめその旅客の所有する汚損したリフト券について、新券との交換請求を受けた際に詐欺的行為でないと認めたものは、新券と交換します。
- (5) リフト券等の転売または譲渡を禁止します。転売または譲渡したリフト券等は、無効なものとし回収します。
- (6) 前項に該当する転売行為が認められた場合、当社は、販売者及び購入者を警察に通報します。

(リフト券の確認等)

第7条 当社は、旅客が乗車の際に改札にてリフト券の確認及び回収をします。

(運賃、料金及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃及び適用方法は、以下となります。

運賃表(税込)

| 種別           | 1日券    | 半日券    | 2日券    | 回数券    |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 大人(中学生以上)    | 4,200円 | 3,500円 | 6,800円 | 2,000円 |
| 小人(小学生)      | 3,500円 | 3,100円 | 6,000円 |        |
| キッズ(4才~未就学児) | 1,500円 | 1,200円 |        |        |
| シニア(満60歳以上)  | 3,500円 | 3,100円 | 6,000円 |        |

適用方法：1日券、半日券、2日券は、発行の当日に限り有効とします。

半日券の午前は、9:00~13:00/午後は、12:00~16:00

回数券は、リフト5回分

(運転中止時における運送途中の乗客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合、乗客に対して運転再開後に有効リフト券の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(運賃の払い戻し)

第10条 当社の責任により、索道の運転ができないときは、別に定める規程により払い戻しを行います。

ただし、天災及び風雪等により運転に危険が生じるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

(旅客の遵守すべき事項)

第12条 旅客は、リフトの利用の際、下記に示す注意事項を遵守しなければなりません。

〈乗車時〉

- 1 リフト利用に不安な方は、申出ること
- 2 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機すること
- 3 乗れなかったら、直ぐにリフトから離れること
- 4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意すること
- 5 リュック等は、ひざにのせ、衣類等の紐にも注意すること
- 6 ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたむこと

〈乗車中〉

- 1 セフティーバーを下ろし、深く腰をかけること
- 2 乗っている時は、次のことを行わないこと
  - (1)イスを揺らすこと
  - (2)イスから飛び降りること
  - (3)イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること
  - (4)ストック等で柱などにさわること
- 3 リフトが停まっても飛び降りないこと



〈降車時〉

- 1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進むこと
- 2 降りられなかったら、そのままイスに座っていること

〈その他〉

- 1 その他、係員の指示に従うこと
- 2 非常停止して運転再開できないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従うこと
- 3 未就学児のみでリフトに乗車しないこと
- 4 リフト利用時は喫煙しないこと

(携帯品に関する責任)

第13条 当社は、旅客の運送に関して生じたスキーその他携行品の滅失及びき損による損害については、これを賠償する責任は負いません。ただし、その滅失及びき損が当社の過失による場合は、この限りではありません。

(旅客の責任)

第14条 当社は、旅客の故意、過失またはこの運送約款の規程を守らなかったことにより、当社が損害を受けたときは、その旅客に対して賠償を求めます。

(割増し運賃等)

第15条 当社は、旅客が所持するリフト券が第6条3項及び5項の規程により、そのリフト券等を無効とされたときは、旅客からリフト券等に相当する額及びこれと同額以内の割増し運賃等を申し受けます。

(約款の変更)

第16条 この利用約款は、変更することがあります。

- 2 変更を行う旨及び利用約款の内容、効力発生時期は、当スキー場のホームページ等の方法により周知します。

東急リゾート&ステイ株式会社 蓼科東急スキー場

2022年12月23日制定